

213	<p>2 地球温暖化の防止</p> <p>(1) 推進体制の整備等</p> <p>○本県の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等の施策を総合的かつ計画的に進めるため、「県地球温暖化対策推進計画」を策定します。</p>	環境政策課	<p>2 地球温暖化の防止</p> <p>(1) 推進体制の整備等</p> <p>○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスについて具体的な削減目標や削減対策等を規定した県地球温暖化対策推進計画を平成17年3月に策定。</p>
214	○県民や事業者の温暖化防止活動への指導・助言を行う「地球温暖化防止活動インストラクター」を設置します。	環境政策課	○地球温暖化対策に関して知識を有し、普及啓発等の活動・指導経験のある者10名を平成16年6月地球温暖化防止活動インストラクターとして委嘱（委嘱期間H17.6～H18.3）。
215	○「県地球温暖化防止活動推進センター」を設置し、地球温暖化防止に関する情報提供など自主的な取組や団体の活動を促進します。	環境政策課	○本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を平成16年6月に指定。
216	○地球温暖化防止活動を県民一体となって推進するため、地球環境を守るかごしま県民運動や「地球温暖化対策地域協議会」等の活動を促進します。	環境政策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動推進会」の構成団体は174団体、また、指宿市において、地球温暖化対策地域協議会を設立。
217	○県庁環境保全率先実行計画に基づき、県自ら率先して地球温暖化防止活動に取り組みます。	環境政策課	○県自らが、事業者・消費者として、地球温暖化防止など環境保全に向けた取組みを実行するため、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーやリサイクルの徹底など、日常の行動を通じた環境への負荷の削減を推進。また、「県環境物品等調達方針」を定め、グリーン購入を推進。
218	○市町村の地球温暖化防止実行計画の策定を促進します。	環境政策課	○2市3町において地球温暖化防止実行計画を策定 ○市町村に対して、地球温暖化防止実行計画策定に係る研修会の開催
219	<p>(2) 二酸化炭素の排出抑制</p> <p>(2)-1 省エネルギー対策</p> <p>○日常生活や事業活動における省資源・省エネルギーに関する意識の啓発を図るとともに、自主的実践活動を促進します。</p>	環境政策課	<p>(2) 二酸化炭素の排出抑制</p> <p>(2)-1 省エネルギー対策</p> <p>○省資源・省エネルギーを啓発するため、読本の配布（県下小学校5年生全員等22,500部）や環境関連のイベントでのパネル展、研修会を開催。</p>
220	○県、市町村、関係団体が連携して、アイドリングストップ運動を推進します。	環境政策課	○県地球環境を守るかごしま県民運動において、荷物の積み卸しや人待ち時などのアイドリング・ストップの実践と普及啓発を実施。 ○社団法人鹿児島県トラック協会など民間団体や企業において、アイドリング・ストップ運動を実施。
221	○公的機関での低公害車の導入を促進するとともに、民間における普及を促進します。	環境政策課	○県及び市町村において、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車）を導入、民間団体等では、ハイブリッド車を中心に導入。
222	○太陽光利用システムの導入や断熱化等の省エネルギー対策を推進します。	環境政策課	○県自らが、事業者・消費者として、地球温暖化防止など環境保全に向けた取組みを実行するため、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーやリサイクルの徹底など、日常の行動を通じた環境への負荷の削減を推進。また、「県環境物品等調達方針」を定め、グリーン購入を推進。
223	○省エネルギーに貢献する環境共生住宅の整備を促進します。	財産管理課	○県庁舎、鹿児島地域振興局本庁舎等に導入。
224	○バス交通サービスの充実、在来鉄道の活性化、交通ターミナルのバリアフリー化により、利便性の高い多様な公共交通ネットワークを形成し、公共交通の利用を促進します。	住宅政策室 交通政策課	○かごしま環境共生住宅ガイドブック、パンフレット、ホームページによる情報提供 ○一部の市町村において、コミュニティバスの運行を新たに開始。
225	<p>(2)-2 新エネルギーの導入</p> <p>○県新エネルギー導入ビジョンに基づき、太陽光や風力による発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。</p>	地域政策課	<p>(2)-2 新エネルギーの導入</p> <p>○事業者、市町村担当者等を対象とした「新エネルギー導入セミナー及び現地研修会」を開催した。 ○「新エネルギー導入ガイドブック」を製作・配布 ○市町村において新エネルギー導入ビジョンを策定。 ○製材端材を活用した木屑焚きボイラー施設を1基整備。 ○バイオマス利活用施設の整備を推進。</p>
226	○木質資源や畜産廃棄物、焼酎粕などの未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図ります。	林業振興課 食の安全推進課	
227	○県や市町村による公共施設への新エネルギー導入を積極的に進めるとともに、事業者による新エネルギー導入を促進します。	地域政策課	○市町村や事業者において、太陽光発電、天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車を導入。
228	<p>(2)-3 廃棄物の減量化・リサイクルの促進</p> <p>○廃棄物の減量化を促進するとともに、廃棄物を再利用可能な資源として捉え、リサイクルを促進します。</p>	環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課	<p>(2)-3 廃棄物の減量化・リサイクルの促進</p> <p>○地球環境を守るかごしま県民運動により重点行動項目を決めて（エコチャレンジ：廃棄物の減量化やリサイクルにチャレンジ）実践行動を推進。 ○ごみ減量等推進研修会の開催、県政広報テレビ番組での啓発、マイバックキャンペーン等を実施。</p>

229	(3)その他の温室効果ガスの排出抑制 (3)-1 環境保全型農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制 ○家畜排せつ物等の適正処理と良質たい肥生産技術の開発・普及を通じて、メタンを中心とした温室効果ガスの排出抑制に努めます。	畜産課	(3) その他の温室効果ガスの排出抑制 (3)-1 環境保全型農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制 ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。
230	(3)-2 代替フロン回収と適正処理 ○フロン回収破壊法、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、温室効果ガスである代替フロン回収の適正処理を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課 環境政策課	(3)-2 代替フロン回収と適正処理 ○自動車リサイクル法（平成14年7月制定）の施行により、平成19年度末現在、フロン類回収業者244業者が知事の登録を受けて、カーエアコンのフロン回収を実施。 ○第一種フロン類回収業者及び第二種フロン類回収業者が業務用冷凍空調機器、カーエアコンから代替フロン等の回収を実施。
231	(4) 二酸化炭素の吸収源対策 ○二酸化炭素の吸収源としての森林の適切な保全・整備を図るため、長伐期施業、育成複層林施業等を通じて、二酸化炭素を吸収し、長期にわたって固定しうる森林づくりに努めます。また、公園緑地の整備等による都市地域の緑化に努めます。	森林整備課 都市計画課	(4) 二酸化炭素の吸収源対策 ○森林による二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・増進に資するため、育成単層林整備や育成複層林整備等を実施。 ○県内8箇所において都市公園の整備を進めるとともに、県管理の道路の緑化を実施。
232	3 オゾン層の保護 (1) フロン回収の促進 ○フロン回収破壊法、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法の周知、適正な施行を図り、フロンの回収・破壊を促進します。	環境政策課	3 オゾン層の保護 (1) フロン回収の促進 ○フロン回収破壊法（平成13年6月制定）の施行により、平成17年度末現在、業務用冷凍空調機器関係の第一種フロン類回収業者347業者が知事登録を受けて、フロンの回収を実施。
233	○オゾン層保護に関する県民や事業者の意識の啓発を図るとともに、工場・事業場に対する指導を強化します。	環境政策課	○オゾン層保護対策推進月間（9月）等に、ポスター、パンフレットによりオゾン層保護、地球温暖化対策に係るフロン類の適正な回収・処理について普及啓発。
234	(2) 脱フロン化の促進 ○金属製品等の洗浄剤などについて、脱フロン化を促進します。	環境政策課	(2) 脱フロン化の促進 ○電子部品等の洗浄剤については、産業界の計画的な取組として水、炭化水素など代替物質への転換が進められている。 ○ノンフロン製品の普及に係るパンフレットをイベント等で配布。
235	○公共施設における脱フロン化を推進するとともに、家庭や民間施設についてもその促進を図ります。	環境政策課	
236	4 国際協力等の推進 ○ボランティアや民間企業等が行う国際協力に対して、情報提供などの支援を行います。	国際交流課 環境保護課	4 国際協力等の推進 ○青年海外協力隊の募集説明会等の広報 ○第3回世界自然遺産会議において、屋久島の自然や文化等について情報提供
237	○環境の状況や環境保全技術について、情報を発信します。	環境政策課	○平成18年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた平成19年版環境白書650部を作成し、関係機関等へ配布。 ○J I C A（独立行政法人国際協力機構）地域提案型研修の研修員受入。
238	○大気汚染や水質汚濁等に関する環境汚染物質モニタリングや分析技術に関し、韓国や中国、東南アジアを中心に、技術者の派遣や研修生の受入れ、環境情報の相互提供に努めます。	環境保護課	○中国江蘇省から、農村の環境整備等についての視察団を受入れ。
239	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	環境保護課	○第3回世界自然遺産会議において、屋久島の自然や文化等について情報提供
240	○酸性雨について、モニタリングの実施などにより、実態把握や原因等の解明を促進します。	環境管理課	○酸性雨が屋久島原生林の土壌、樹木に及ぼす影響（樹木衰退状況）を調査。
241	第5節 良好な環境を支える共通施策の推進 1 環境影響評価等の推進 ○環境影響評価法、県環境影響評価条例及び個別法に基づき、各種開発行為について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるように指導します。	環境政策課	第5節 良好な環境を支える共通施策の推進 1 環境影響評価等の推進 ○県環境影響評価法に基づくもの3件、公有水面埋立法に基づくもの4件、港湾法に基づくもの2件について審査し、環境の保全の見地から意見を述べた。 ○各種会議への参加及び環境省との連絡調整を行った。
242	○環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について一層の見聞の集積を図ります。	環境政策課	
243	○国土利用計画法*、大規模取引事前指導要綱及び土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。	環境政策課	○国土利用計画法に基づく届出等に際し、事業活動による環境への負荷の軽減を図るため、計画内容や周辺環境等を勘案して、環境に配慮した事業を実施するよう指導。
244	2 環境教育・環境学習の推進 (1) 環境教育・環境学習の機会の提供 ○環境学習を体系的かつ計画的に推進するため、新たに県環境学習推進基本方針を策定します。	環境政策課	2 環境教育・環境学習の推進 (1) 環境教育・環境学習の機会提供 ○平成17年3月に「鹿児島県環境学習推進基本方針」を策定。
245	○学校の「総合的な学習の時間」等を活用した環境教育や生涯学習の場等における環境	義務教育課	○総合的な学習の時間等で行う環境教育として、地域の特性を活かした体験的な学習がなされ

	学習を推進します。		るよう研修会や諸会合等で指導。
246	○環境教育・環境学習の場の提供や人的支援を促進するため、 生命と環境の学習館* (かごしま県民交流センター内)、屋久島環境文化村中核施設、環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、民間企業、民間団体等の相互連携を推進します。	環境政策課 環境政策課 環境保護課	○小中学校、高校へ環境学習アドバイザーを派遣。 ○かごしま県民交流センター6階の「生命と環境の学習館」を、地球環境の大切さを学ぶ場として活用。 ①小中学生等を対象として、「環境」「食」「農」をテーマとしたワークショップの開催。 ②指導者養成講座等の開催 ○国、県、地元町等からなる「屋久島環境学習ネットワーク会議」を開催し、環境学習プログラムの提供並びに環境学習関連施設の利用促進について意見交換。
247	○教材、プログラムの提供、講師の派遣、環境学習に役立つ情報の提供などの支援を行います。	環境政策課	○「生命と環境の学習館」において、環境について考えるボードゲームや騒音計、生物観察用品等の貸出、水質調査用試薬やパンフレットの配布、環境学習アドバイザーの派遣等を行った。
248	○自然公園等における探索コースなどフィールド施設の整備・管理を推進します。	環境保護課	○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。 ○自然公園の適正な利用の誘導が図られるよう、屋久島地区では登山歩道の整備を実施。また、奄美群島では宇検村、和泊町、伊仙町で園地など公園利用施設を整備。
249	○学校における環境教育を総合的に推進するため、環境教育手引書や活用事例集の活用、体験学習の積極的な導入など幅広く環境教育を展開するとともに、環境教育を進めるための教員の研修や情報等の提供を推進します。	観光課 義務教育課	○学校における環境教育を総合的に推進。 ①児童・生徒の環境への興味・関心を高めるための指導方法の研究・普及等に努めている。 ②教員の指導力向上のため総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催と長期休暇中の来所研修(各教科及び総合的な学習の時間等に関する講座においても、環境教育の視点からの研修等有り) ③全国規模の研究会や研修会等への教員の派遣。 ④学校での研究会等への講師派遣や各種情報の提供。
250	(2) 自主的実践活動の促進 ○環境学習アドバイザー*、グリーンマスター(みどりの指導員)及び自然観察指導員等のリーダーの育成・確保を図ります。	環境政策課 森林整備課 環境保護課	(2) 自主的実践活動の促進 ○環境分野の有識者23人を環境学習アドバイザーに委嘱。 ○グリーンマスター8名を認定(延べ33名) ○「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。
251	○自主的実践活動に対し環境学習アドバイザーの派遣等による支援を行うとともに、民間団体相互のネットワークづくりを促進します。	環境政策課	○環境保全に関して知識を有する者及び環境保全活動の実践者の中から、23名を環境学習アドバイザーとして委嘱(平成19年4月から2年間)。各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等にこの環境学習アドバイザーを講師として50回派遣し、5,191人が講座等を受講。
252	○環境月間*等でのキャンペーン、スターウォッチング、自然観察会、水辺美化活動、グリーン購入及び省資源・省エネルギー運動等を通して、県民の環境保全意識の啓発を図ります。	環境政策課	○地球環境を守るかごしま県民運動推進大会、環境教育授業、ウミガメ保護パトロール等を実施し、環境保全意識の啓発に努めた。
253	○自然環境の保護や環境保全活動を積極的に行っていくとする子供達を「かごしまこども環境大臣」に任命し、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材の育成を行います。	環境政策課	○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生9名を、こども環境大臣に任命。 ○こども環境大臣サミットを平成19年7月31日に開催。かごしまこども環境宣言2007を作成。 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加。
254	○次代を担う子供たちが自主的に環境学習や環境保全活動を行うこどもエコクラブの設置を促進します。	環境政策課	○平成19年度は、80クラブ(会員2,121人)が登録。 ○こどもエコクラブサポーター研修会を平成19年8月18日(土)に開催。 ○こどもエコクラブ交流会を平成19年8月18日(土)～19日(日)に開催。
255	(3) 環境教育・環境学習施設の活用 ○環境について体験・学習できる生命と環境の学習館、屋久島環境文化村中核施設等の積極的活用を図ります。	環境政策課 環境保護課	(3) 環境教育・環境学習施設の充実 ○環境教育や環境学習の拠点として、かごしま県民交流センターの「生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催するとともに、図書やパンフレット、インターネットなどを通して情報を提供。 ○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ196名が受講。 ○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回実施。
256	○環境保健センターにおける環境教育・環境学習や研修、情報の収集・提供などに努めます。	環境保健センター	○環境保健センターの来訪者及び研修生に対し、大気及び放射線のテレメータシステムで収集したデータの表示装置や各種パネル等を使用して学習する機会を提供。 ○中学校等で開催している環境教育において、大気測定車を公開するとともに県内の大気環境の状況説明を実施。
257	○自然回帰型などの公園施設を貴重な環境学習の場として利用します。	都市計画課 観光課	○環境教育・環境学習の場として公園を活用。 ○自然保護思想の高揚を図るため、桜島ビジターセンター及び高千穂河原ビジターセンターの管理運営を行った。

258	<p>3 調査研究・監視観測等の充実 (1) 調査研究の推進 ○生物多様性に関する調査研究や環境リスクの解明と評価に関する調査研究を推進します。</p>	環境保健センター	<p>3 調査研究・監視観測等の充実 (1) 調査研究の推進 ○有害化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、過去使用されたものも含めた化学物質の環境残留性の実態把握のため、大気、水質、底質、生物のモニタリングや暴露量等の調査を実施。 ○高濃度光化学オキシダントの出現する要因を究明するため、原因となる大気汚染物質の発生状況の把握や気象条件等の解析を実施。</p>
259	○環境の情報や施策の実施状況を把握し、環境の状況を総合的に評価する環境指標の開発のための調査研究を推進します。	環境保健センター	○鹿児島湾のCOD悪化の原因を究明するため、湾奥から湾口における栄養塩（窒素、リン）や全有機炭素等の調査を行い、鹿児島湾の水質を改善するための対策を検討。 ○これまで監視対象でなかった外洋の水質変動を調査・解析を行い、鹿児島湾等の水質への影響を検討。
260	○リモートセンシング*を利用した環境の評価手法に関する調査研究や生物を利用した水質評価手法に関する調査研究等を推進します。	環境保健センター	○リモートセンシングデータの活用やその他必要となる情報の配信方法等について検討。
261	○県内外の試験研究機関との相互連携を図り、環境保全に有効な諸技術や先端的な技術の開発研究を促進します。	工業技術センター 水産技術開発センター 環境保健センター 森林技術総合センター 農業開発総合センター	○木質系廃棄物からエコカーボンボードを開発するため、建築廃材由来の木炭やバインダー等の原料調整やプレス条件等の検討を行った。従来品と比較して強度を向上させることができ、また、吸放湿試験の結果、室内の調湿効果に期待できることを確認した。 ○魚類養殖において、魚の餌料から海域へのリン等を削減する可能性を検討する事業や焼酎粕等のより安価で安定供給が見込まれる魚粉代替物質の探索を行うとともに残餌の少ない固形餌料の普及を推進。 ○機器分析で計測不可能な、生態への化学物質の複合影響を包括的影響を把握するため、手法の基礎的研究や予備的な暴露モニタリングを国立環境研究所等と共同で実施。 ○本県における酸性雨の実態を把握するため、降水成分調査を実施するとともに、他自治体等と共同で発生メカニズムなどについて検討。 ○光化学オキシダントと粒子状物質等の汚染特性を解明するため、国立環境研究所や他自治体等と共同で基礎的解析（トレンド解析や地域相互の比較など）を実施。 ○二酸化炭素吸収量算定のための森林バイオマスデータの収集を実施。 ○自然環境に配慮した山腹法面の緑化工法を検討するため、法面の侵入植生調査、現地適応試験を実施。 ○さつまいもからのでん粉製造時における排水削減と有用成分の回収を図るためのでん粉製造法について検討。 ○これまで有効利用されていなかったさつまいもの収穫残渣である茎葉から有用成分を取りだし機能的食品素材へ利用する技術を検討。
262	<p>(2) 監視観測体制の充実 ○大気、水質、廃棄物、環境放射線等に関する監視観測体制を充実強化します。</p>	廃棄物・リサイクル対策課 環境保護課 環境管理課	<p>(2) 監視観測体制の充実 ○最終処分場や中間処理施設に係る産業廃棄物の分析試験を実施。 ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、15施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。 ○自然保護監視員6名、自然保護推進員62名を設置し、地域住民及び一般利用者に対する自然保護思想の普及高揚並びに自然の保護及びその適正な利用を指導するとともに、自然保護監視員・推進員研修会を開催し、資質の向上を図った。 ○希少野生動植物保護推進員69名を設置し、県内に生息・生育する希少野生動植物の保護活動を図るとともに、研修会を開催し、資質の向上を図った。 ○鳥獣保護員102名を配置し、鳥獣保護区の管理、狩猟の取締り、一般住民及び狩猟者の指導、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣に関する諸調査を実施するとともに鳥獣保護員に対し研修を行い、資質の向上を図った。 ○9箇所の大気汚染常時監視測定局において、常時監視を行うとともに、大気測定車による監視を実施。また、酸性雨については、県内2箇所ですべて監視調査を実施。（ほかに鹿児島市が2箇所実施） ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施した大気、水質、底質、土壌、地下水など延べ38地点の調査結果も全て環境基準値以下であった。</p>
4	環境情報の整備・提供		4 環境情報の整備・提供

263	○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集・提供する体制の整備に努めます。	環境政策課	○かごしま県民交流センター「生命と環境の学習館」の環境保全活動等に関する情報を県民に提供するコーナーにおいて、各種書籍、パンフレット等の閲覧や配布を実施。
264	○環境白書などにより、わかり易く親しみやすい環境情報を提供します。	環境政策課	○平成18年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた平成19年版環境白書650部を作成し、関係機関等へ配布。
265	○県民、事業者の自主的積極的な環境保全活動を支援するため、県内の自然資源の分布や環境の状況を把握し、画像情報等により提供します。	環境政策課	○平成18年版環境白書及び鹿児島県の環境（環境白書概要版）を県のホームページに掲載。
266	5 公害紛争の適正処理 ○公害の苦情相談については、保健所等に配置されている公害苦情相談員が相談等に応じ、迅速かつ適切な解決に努めます。	環境政策課	5 公害紛争の適正処理 ○保健所等に配置されている公害苦情相談員等が65件の公害苦情相談に対応。
267	○公害の紛争については、公害紛争処理法*に基づく公害審査会において、斡旋、調停、仲裁を行うなど、迅速かつ適切な解決を図ります。	環境政策課	○平成19年度は、申請無し。
268	6 環境に配慮した事業活動等の促進 ○環境に配慮した事業活動等を促進するため、環境マネジメントシステムの導入及び普及促進を図ります。	環境政策課	6 環境に配慮した事業活動等の促進 ○かごしま産業支援センターによるISO14001基礎講座、内部監査員養成講座の開催。 ○簡易型環境マネジメントシステム導入促進のための説明会の開催、パンフレットの配布 ○県庁本庁舎においてISO14001の認証を取得（平成18年3月24日）
269	○小規模企業者等設備導入資金により、事業者の環境保全対策を促進します。	経営金融課	○小規模企業者等の公害防止施設等の設置を促進するため、小規模企業者等設備導入資金制度を実施。 ○一般廃棄物処理業者に対し、スーパー等から排出される食品残渣を飼料として再利用するための食品残渣リサイクル設備一式の導入資金の一部を平成17年度に貸付。
270	○グリーン購入を促進します。	環境政策課 経営金融課	○グリーン購入法に基づく「県環境物品等調達方針」により環境配慮型製品を購入。 ○市町村、地球環境を守るかごしま県民運動構成団体に対してグリーン購入の促進。 ○産業廃棄物処理業者に対し、公共工事等で発生した伐採木を園芸用土として再利用するための木くず破砕機を平成16年度から貸与中。
271	○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等に努めます。	環境政策課	○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等を実践。
	第6節 環境保全に関する重点施策		第6節 環境保全に関する重点施策
272	1 ブルーリバー21の推進 ○下水道法に基づく公共下水道の整備を促進します。	生活排水対策室	1 ブルーリバー21の推進 ○平成19年度末下水道処理人口普及率 37.8%
273	○農業振興地域については、農業集落排水施設の整備を促進します。	生活排水対策室	○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、平成19年度までに、9市13町2村56地区で事業に着手、うち9市13町2村の52地区で供用開始。
274	○漁港背後地等の集落については、漁業集落排水施設の整備を促進します。	漁港漁場課	○漁業集落排水施設の整備は、平成19年度までに7市町村13地区で事業に着手、10地区で供用開始。
275	○公共下水道等の整備対象とならない地域については、合併処理浄化槽の整備を促進します。	生活排水対策室	○平成19年度末浄化槽人口普及率24.1%
276	2 鹿児島湾ブルー計画の推進 ○鹿児島湾の水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水辺環境の保全管理に努めます。	環境管理課	2 鹿児島湾ブルー計画の推進 ○各種イベント等の中で鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配付を行うとともに、清掃用ごみ袋を作成配布するなど水質保全に対する意識の啓発の推進。
277	○生活排水対策、事業場等排水対策、農業・畜産排水対策及び水産養殖対策などの発生源対策をはじめ、きめ細かな環境保全対策を推進します。	生活排水対策室 水産振興課	○汚水処理施設の整備を促進。平成19年度末汚水処理人口普及率64.7%。 ○県かん水養魚協会による養殖魚場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖魚場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖魚場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。
		環境管理課	○工場、事業場の立入検査を行い、排水基準違反に対しては、改善勧告等の行政指導を実施。
		農産園芸課	○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導、操業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。
278	○県、市町村及び住民団体・事業者団体等で構成する鹿児島湾水質保全推進協議会等の活動を通じ、地域住民等の自主的実践活動を促進します。	畜産課	○家畜排せつ物法に基づく管理基準に対応するため、関係機関が連携し、家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施

		環境管理課	○計画の推進にあたっては、「庁内連絡調整会議」や「鹿児島湾環境行政連絡会議（県、湾域市町）」を開催し、行政機関が連携を図りながら推進。
279	3 ダイオキシン類等化学物質対策の推進 ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の常時監視や排出基準監視を通じ、ダイオキシン類による汚染の防止に努めます。また、環境保健センターに整備した分析機器等を活用し、監視体制の強化を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課 環境管理課 環境保健センター	3 ダイオキシン類等化学物質対策の推進 ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、15施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。 ○ダイオキシン類常時監視調査(大気4地点/年2回、水質・底質11地点/年1回、地下水質6地点/年1回、土壌6地点/年1回)を実施。 ○ダイオキシン類の常時監視や排出基準監視等で得られた測定結果等のデータベース化及び調査研究の実施。
280	○県ごみ処理広域化計画に基づき、焼却施設(溶融固化施設を含む)の整備を促進するとともに、既設の施設についても適切な改造を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○国庫交付金事業の導入を図り、ごみ焼却施設2箇所(始良郡西部衛生処理組合、肝属地区一般廃棄物処理組合)の整備を促進。
281	○PRTR制度に基づく化学物質の排出・移動量調査を実施するとともに、有害化学物質の管理の促進や環境汚染実態調査に取り組みます。	環境管理課	○504事業所から届出があり、これを受付し、国に送付。本県のPRTRデータをまとめホームページに公開。
282	4 ごみ減量化・リサイクル鹿児島プランの推進 (1) 普及啓発活動の展開 ○県民自ら大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、廃棄物の減量化など環境に対する負荷の軽減に努めるとともに、リサイクル製品を積極的に利用するよう普及啓発に努めます。	廃棄物・リサイクル対策課	4 ごみ減量化・リサイクル鹿児島プランの推進 (1) 普及啓発活動の展開 ○ごみ減量等推進研修会の開催、県政広報テレビ番組での啓発、各種イベントにおいてポスター、啓発パネルの展示、リーフレット、リサイクル製品の配布等を実施。
283	○産業廃棄物の適正処理について県民の理解を深めるための啓発に努めるとともに、産業廃棄物に関する情報の積極的な提供を行います。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物リサイクル施設等を視察する親子リサイクル教室を開催し、40組103人が参加。 ○産業廃棄物処理に係る先進地視察や産業廃棄物セミナーを開催。
284	(2) 循環システムの構築 ○容器包装リサイクル法に基づき各市町村が策定した市町村分別収集計画により、リサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(2) 循環システムの構築 ○県内の全市町村が、容器包装リサイクル法に基づき、平成19年に第5期分別収集計画(平成20年度～平成24年度)を策定。
285	○家電リサイクル法に基づき、対象家電品目が適正なルートで回収され、リサイクルが促進されるよう、事業者及び消費者に対する普及啓発を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○家電リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島地域における収集運搬料金の負担軽減等について国に要望。
286	○自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○自動車リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島からの海上輸送費の8割を助成する離島対策支援事業((財)自動車リサイクル促進センター)の円滑な運用を促進した。
287	○再資源化・溶融固化施設の広域的整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○国庫交付金事業の導入を図り、リサイクルセンター2箇所(北薩広域行政事務組合、肝属地区一般廃棄物処理組合)の整備を促進。
288	○ごみを破砕選別し資源化するともに、リサイクルに関する啓発・学習などを行う複合的な施設であるリサイクルプラザの広域的整備を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○国庫交付金事業の導入を図り、リサイクルセンター2箇所(北薩広域行政事務組合、肝属地区一般廃棄物処理組合)の整備を促進。
289	○多量の産業廃棄物を排出する事業者に対して、産業廃棄物の減量化やリサイクルを含む処理計画の作成を義務づけるほか、事業者間における産業廃棄物のリサイクルに関する情報交換制度の周知活用を図ることにより、事業活動における廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○産業廃棄物の多量排出事業者(年間1,000トン以上を排出)の137事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者(年間50トン以上を排出)の17事業所が処理計画を策定。
290	○建設廃棄物等のリサイクルを促進するため、推進体制を整備し、建設工事発注者と受注者にそれぞれ適切な役割分担を求めるとともに、解体工事業者等に対して適正処理について指導します。	技術管理課	○建設業者を対象に行っている研修の中で、建設リサイクル法の概要等を説明し、適正処理を指導。
291	(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備 ○今後整備する産業廃棄物の管理型最終処分場については、施設のより一層の信頼性・安全性を高めるため、基本的に公共関与による整備を関係市町村長や関係者と協議して推進します。	廃棄物・リサイクル対策課	(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備 ○平成19年5月に薩摩川内市川永野地区の採石場跡地を候補地として選定。 ○立地可能性等調査の実施。 ○地元住民や地元市議会等に対して各種説明会の実施。
292	(4) 環境関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等 ○環境関連企業の立地を促進するとともに、県内の企業や研究機関における廃棄物の減量化やリサイクルに関連する調査研究を促進します。	産業立地課 廃棄物・リサイクル対策課	(4) 環境関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等 ○環境関連企業の立地に向け誘致活動を展開 ○リサイクルに資する施設整備及び研究開発に対する補助制度を実施(H17～) ・施設整備補助 2件 12,016千円 ・研究開発補助 1件 3,494千円
	5 環境保全型農業の推進 (1) 環境にやさしい産地づくり		5 環境と調和した農業の推進 (1) 環境と調和した産地づくり

293	○家畜排せつ物等の有機物を有効活用した良質なたい肥生産に努めるとともに、それらのたい肥を用いた土づくりを推進し、畜産県である本県の特性を活かした、持続性の高い環境にやさしい農業の導入を促進します。	食の安全推進課	○県良質たい肥生産利用推進協議会と連携して、良質たい肥生産の技術指導や利用促進のための啓発・普及活動を実施。
294	○土壌診断に基づく化学肥料の適正な使用に努めるとともに、病害虫発生予察による適期・的確な防除や天敵・フェロモン等を活用した総合的な防除を進めます。	食の安全推進課 農業開発総合センター	○土壌診断に基づく適正な施肥により化学肥料の10アール当たりの施肥量は82.3% (H17/H8比)に削減。病害虫発生予察に基づく農薬の適正使用により、10アール当たりの使用量は50.0% (H19/H8比)に削減。 ○窒素施肥量の多い施設野菜等を対象に、土壌診断に基づく適正施肥技術の確立を目標に、施肥量削減に有効な養液土耕栽培技術を地力別に検討。
295	○農業用廃プラスチック類の処理については、再生処理を基本とし、地域ぐるみの回収を促進します。	食の安全推進課	○地域ぐるみの回収処理の推進により、農業用廃プラスチックの3,363トン(総排出量の約6割)を再生処理。
296	○健全な土づくりと化学肥料や農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマーを育成するとともに、これらの取組に対する消費者の理解促進を図ります。	食の安全推進課	○エコファーマーが新たに426人(累計4,526人)認定されるなど、産地ぐるみでの取組が増加。
297	(2) 環境にやさしい畜産経営の実現 ○「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、巡回指導や家畜排せつ物の処理技術の改善指導を強化し、環境汚染の防止に努めるなど環境にやさしい畜産経営の実現を目指します。	畜産課	(2) 環境と調和した畜産経営の実現 ○家畜排せつ物法に基づき、環境汚染の防止を図るため、家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに巡回指導や家畜排せつ物の処理技術の改善指導を実施。
298	○家畜排せつ物処理施設等の計画的整備を進め、家畜排せつ物の適正処理を促進します。	畜産課	○家畜排せつ物処理施設の整備状況については、資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産環境整備リース事業等で畜産農家144戸の施設整備を実施。
299	○たい肥コンクールや生産指導等によるたい肥の品質向上と耕種面での利用の促進を図ります。	食の安全推進課	○たい肥コンクールを開催し、54点が出品された。また、県内6地区で良質たい肥利用実証展示はを設置し、耕種面での利用促進を図った。
300	(3) 農業技術の開発・普及 ○化学肥料・農薬等を削減するための技術の開発や改善及び新しい有機質肥料の研究・開発を進めるとともに、これらの普及を進めます。	農産園芸課 食の安全推進課 農業開発総合センター	(3) 環境と調和した農業技術の開発・普及 ○農薬の使用量については、茶の害虫であるハマキムシ類の天敵や性フェロモン剤を活用した総合防除体系を県内茶園の約4割に普及。 ○病害虫発生予察情報の提供等による農薬の適正使用により、10アール当たり使用量を50.0% (H19/H8比)に削減。 ○飛散防止装置が各種病害虫の防除効果に及ぼす影響評価を行い、防除効果を維持させるための防除機の走行条件を明らかにし、普及技術として指導。 ○寒冷紗被覆、あるいは防霜ファンの利用により、茶赤焼病の物理的防除技術を開発し、普及技術として指導。 ○化学肥料削減につながる簡易な地力窒素診断法の開発を実施。 ○硝化抑制剤入り被覆尿素は土壌中の硝酸化を抑制し、下層土への窒素成分の溶脱を抑制することを解明。
301	(4) 推進体制 ○環境にやさしい農業を総合的に推進するため、県農業環境協会など関係機関・団体と一体となって取り組みます。	食の安全推進課	(4) 環境と調和した農業の推進体制 ○県農業環境協会等関係機関・団体と一体となって、「環境と調和した農業」の実現のための総合的な啓発・普及活動を実施。
302	6 屋久島環境文化村構想の推進 ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。	環境保護課	6 屋久島環境文化村構想の推進 ○国・県・地元町等からなる「屋久島山岳部利用対策協議会」を3回開催し、山岳部における利用の適正化を図るとともに、屋久島山岳部の保全のための協力金について検討を行った。 ○屋久島への登山客や観光客にマナー向上を呼びかける「屋久島マナーガイド」を42,000部作成・配布。 ○屋久島環境文化村センター入館者数68,474人、研修センター入館者数8,029人
303	○屋久島環境文化村構想の推進体制の充実を図るとともに、構想の着実な推進に努めることにより、屋久島の優れた自然を活かした地域づくりを促進します。	環境保護課	○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ197名が受講。 ○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回開催。 ○屋久島環境文化村センター入館者数68,474人、研修センター入館者数8,029人 ○第3回世界自然遺産会議において、屋久島の自然や文化等について情報提供
304	○屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かした自然体験型環境学習やエコツーリズムを安全性に配慮しながら促進します。	環境保護課	○エコツアーガイドの登録・認定制度や山岳部における協力金制度等について検討。
305	○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。	環境保護課	
306	○屋久島の自然環境の保全を図る上で、自然保護の充実さらには適正な利用促進のための環境キップや協力金などの適切な制度の導入の検討を進めます。	環境保護課	

307	<p>7 奄美群島自然共生プランの推進</p> <p>(1) 自然共生ネットワークの形成</p> <p>○奄美の地域資源（「宝」）を、保全・活用する施策として具体化するため、人や情報に係るネットワークの形成に努めます。</p>	環境保護課	<p>7 奄美群島生物多様性の保全</p> <p>(1) 自然共生ネットワークの形成</p> <p>○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。</p>
308	<p>(2) サンゴ礁と海岸の保全</p> <p>○サンゴ礁や海岸の生態系を保全するための諸施策を一体として推進します。</p>	環境保護課	<p>(2) サンゴ礁と海岸の保全</p> <p>○奄美群島において、平成18年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を行った。（平成19年度オニヒトデ捕獲数 12,418匹）</p>
309	<p>(3) 希少な野生動植物と森林の保全</p> <p>○アマミノクロウサギ、ルリカケス、イシカワガエル、ヤドリコケモモ等の希少な野生動植物と奄美の森を保全するための施策を一体として推進します。</p>	環境保護課	<p>(3) 希少な野生動植物と森林の保全</p> <p>○奄美群島における鳥獣保護区の指定については、第10次鳥獣保護事業計画に基づき進めているところであり、平成9年度から順次、名瀬市の金作原地区、住用村の金川岳地区、笠利町の浦生崎地区など5箇所を新たに指定。平成19年度末現在、奄美群島では、24箇所約5,100ha（群島面積の4.1%）の鳥獣保護区を指定。</p> <p>○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマンガースの本格駆除を実施。</p>
310	<p>(4) 身近な自然の保全</p> <p>○里地・里山等を保護・管理・保全するための施策を一体として推進します。</p>	環境政策課	<p>(4) 身近な自然の保全</p> <p>○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には赤土流出防止対策を指導。</p>
311	<p>(5) 自然再生の検討</p> <p>○学術的又は社会的価値を有する自然が、本来の姿を失ってしまっている場合や減少、衰退しつつある場合には、自然再生推進法の理念に基づいて、地域の合意形成を図りながら再生の検討を進めます。</p>	環境保護課	<p>(5) 自然再生の検討</p> <p>○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。</p>
312	<p>(6) 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進</p> <p>○奄美の「宝」を活用した環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）を積極的に推進します。</p>	観光課	<p>(6) 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進</p> <p>○旅行エージェン特等に対し、奄美の自然の魅力を宣伝し、旅行商品造成の促進に努めた。</p>
313	<p>(7) 奄美のブランドの創出</p> <p>○奄美群島の固有の自然及びそれに育まれた生活や文化を活用して地域イメージを確立するとともに、これを商品の付加価値を高めるために活用します。</p>	環境保護課 観光課	<p>(7) 奄美のブランドの創出</p> <p>○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。</p> <p>○奄美パークにおいて、奄美群島の優れた自然、特異な文化など、観光情報や地域情報の発信に努めた。</p>
314	<p>(8) 自然に対する配慮の徹底</p> <p>○人と自然が共生する個性的な地域づくりのためには、地域住民自らが主体性を持った「主人公」となる必要があります。そのため、率先した自然に対する配慮を日常生活や通常の事業活動等において行います。</p>	環境保護課	<p>(8) 自然に対する配慮の徹底</p> <p>○プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。</p>
315	<p>(9) 世界自然遺産登録に向けた取組</p> <p>○地域の合意形成のもと、世界自然遺産登録に向けた取組を積極的に推進します。</p>	環境保護課	<p>(9) 世界自然遺産登録に向けた取組</p> <p>○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、関係機関との調整や重要生態系の保全と活用に関する調査、サンゴ礁や希少野生生物の保全・再生調査、地元住民に対する普及・啓発活動を実施。</p>
316	<p>8 新グリーンプラン21の推進</p> <p>(1) みどりの造成</p> <p>○みどり豊かで潤いのある県土づくりを進めるため、森林や農地の整備に努めるとともに、都市公園などみどりの拠点となる施設の整備・拡充や道路、河川、庁舎等の緑化、住宅等の身近なみどりづくりを推進します。</p>	財産管理課 観光課 森林整備課	<p>8 新グリーンプラン21の推進</p> <p>(1) みどりの造成</p> <p>○庁舎敷地内の樹木について、剪定や施肥等の維持管理を行い、緑化に努めた。</p> <p>○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、宇検村で観光施設の修景植栽等を実施。</p> <p>○多様で健全な機能を発揮する森林を育成するため、人工造林等を実施。</p>
317	<p>(2) みどりの保全</p> <p>○県民に受け継がれてきた、美しい景観に恵まれた自然や名木、古木等の貴重なみどりの適正な保全を図ります。</p>	森林整備課	<p>(2) みどりの保全</p> <p>○みどりの県土づくりを推進するため、身近にふれあえる森林の整備、保安林整備面積の拡大、都市公園の整備、主要幹線沿いのみどり景観整備、港湾・漁港の緑地整備等を実施。</p>
318	<p>(3) みどりの利用</p> <p>○みどりを守り育てていくためには、みどりを多面的に活用していくことを通じて、みどりの持つ機能の向上を図っていくことが必要です。このため、都市公園や里山林、農地など身近なみどりを活用するとともに、森林や農とのふれあいを促進します。</p>	森林整備課	<p>(3) みどりの利用</p> <p>○県民の森・照葉樹の森において各種イベントを開催し、県民が森林とふれあう機会を提供した。</p>
	<p>(4) 県民総参加のみどりづくり</p>		<p>(4) 県民総参加のみどりづくり</p>

319	○みどりを守り育てていくため、みどりづくりの普及啓発の充実や自主的な活動の促進、みどりを支える人の育成・支援等を図ることにより、県民総参加の取組を推進します。	森林整備課	○グリーンマスター8名を認定（延べ33名）
320	○県民が一体となった取組を推進するため、広報誌やインターネット等の活用及びみどりの教育・みどりの学習等の機会を通じて、広く、また継続的に緑化思想の普及・啓発を図ります。	森林整備課	○広報誌やインターネット等を活用した緑化思想の普及・啓発を推進。 ○県民自ら企画・実施する森林・林業体験活動を支援。
321	(5) 計画の効果的な推進 ○地域性を活かした総合的な観点から緑化を推進するため、国や県、市町村の緑化行政の連携を強化します。	森林整備課	(5) 計画の効果的な推進 ○市町村みどり推進協議会と（財）かごしまみどりの基金と連携し、みどりの県土づくりを推進。
9	地球環境を守るかごしま県民運動の推進		9 地球環境を守るかごしま県民運動の推進
322	(1) 県民運動推進体制の整備 ○県地球環境を守るかごしま県民運動推進会議の運営を行うとともに、市町村推進組織の設置を促進します。	環境政策課	(1) 県民運動推進体制の整備 ○県地球環境保全行動計画（平成11年3月策定）で提案する環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」の推進を図るため、県民運動推進大会を開催（平成16年6月）するとともに、県民運動推進員の研修会を県内7箇所で開催。
323	○「県地球温暖化防止活動推進センター」を設置します。	環境政策課	○本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を平成16年6月に指定。
324	○県民運動推進員や「地球温暖化防止活動インストラクター」を設置します。	環境政策課	○地球温暖化対策に関して知識を有し、普及啓発等の活動・指導経験のある者10名を平成16年6月地球温暖化防止活動インストラクターとして委嘱（委嘱期間H16.6～H18.3）。
325	(2) 県民運動の展開 ○毎年度重点行動項目を設定し、自主的、積極的な環境保全活動を推進します。	環境政策課	(2) 県民運動の展開 ○電気、水の10%削減、燃料の10%削減、破棄物の減量化やリサイクル等毎年度重点項目（エコチャレンジ5）を決めて、運動を推進。
326	○県民運動推進大会や環境フェアを開催します。	環境政策課	○かごしま環境フェスティバル2007を鹿児島市で開催（平成19年10月）し、県、民間団体の環境保全活動の紹介、リサイクル製品や環境保全関連機器等の展示、活動事例発表会などを通じ、地球環境保全に向けた具体的行動の実践を呼びかけた。
327	(3) 環境学習ネットワークの構築推進 ○新たな環境学習基本方針を策定します。	環境政策課	(3) 環境学習ネットワークの構築推進 ○平成17年3月に「鹿児島県環境学習推進基本方針」を策定。
328	○生命と環境の学習館の活用を促進します。	環境政策課	○「生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催した。平成19年度は51,595人が入館。
329	○学校における環境教育との連携を図ります。	環境政策課	○小中学校、高校へ環境学習アドバイザーを派遣。
330	○こどもエコクラブの設置を促進します。	環境政策課	○平成19年度は、80クラブ（会員2,121人）が登録。
331	○環境学習アドバイザーの活用を促進します。	環境政策課	○各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等に環境学習アドバイザーを講師として50回派遣し、5,191人が講座等を受講。
332	10 新エネルギープラン21の推進 ○太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーの導入促進及び普及啓発の推進のほか、公共施設への新エネルギーの導入を促進します。	地域政策課	10 新エネルギープラン21の推進 ○市町村や事業者において太陽光発電、天然ガスコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車を導入。
333	○地熱開発調査や中小地熱の有効利用を促進します。	地域政策課	○当該年度該当なし
334	11 環境共生住宅の整備促進 ○環境共生モデル公営住宅の建設を促進します。	住宅政策室	11 環境共生住宅の要素を取り入れた公営住宅の整備促進 ○松陽台団地52戸（鹿児島市）
335	12 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 ○森林吸収源対策推進プランに基づき、管理不十分な森林を含む重点区域の整備・保全を進めます。	林業振興課	12 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 ○県内12ヶ所の重点地域で間伐等の森林整備・保全を実施。平成19年度末で道路開設7,728m（累計）、森林整備・保全1,180ha（累計）を実施。森林吸収源対策推進プランは平成19年度で終了。
336	○緊急に間伐等の保育が必要とされる森林において、重点的な森林整備を推進します。	森林整備課	○健全な森林を育成するため森林の整備を実施するとともに、特に間伐については緊急間伐推進3カ年計画に基づき実施。
337	○機能が低下した保安林において、治山事業等による保全対策を実施するとともに、保安林の適切な管理と指定の拡充を図ります。	森林整備課	○治山事業により386haの造成・維持管理を実施。
338	○松くい虫や野生鳥獣等による森林・林業被害の防止を図ります。	森林整備課	○松くい虫及び野生鳥獣等による森林・林業被害を防止するため、薬剤の空中散布1,509ha、地上散布36ha、伐倒駆除等13,573m ² を実施し、有害鳥獣捕獲等に補助金を交付。
339	○化石燃料の使用を抑制し、製材工場残材等を利用した木質バイオマスの活用を推進します。	林業振興課	○製材端材を活用した木屑焚きボイラー施設を1基整備。
340	○森林吸収源対策として検証可能な森林資源データの整備を進めます。	林業振興課	○平成17年度で調査終了

341	13 環境学習ネットワークの構築 ○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集するとともに提供する体制の整備に努めます。	環境政策課	13 環境学習ネットワークの構築 ○かごしま県民交流センター「生命と環境の学習館」において、各種書籍、パンフレット等により環境保全活動等に関する情報を県民に提供。
		環境保護課	○屋久島環境文化村センターにおいて、屋久島の自然や文化等に関する情報を提供。
342	○屋久島環境文化村中核施設、環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、民間企業及び民間団体等の相互連携を強化します。	環境保護課	○国、県、地元町等からなる「屋久島環境学習ネットワーク会議」を開催し、環境学習プログラムの提供並びに環境学習関連施設の利用促進について意見交換。
343	○生命と環境の学習館を環境学習の拠点として活用します。	環境政策課	○「生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催した。平成19年度は51,595人が入館。
344	○屋久島環境文化村中核施設などによる自然を活かした自然体験型環境学習を推進します。	環境保護課	○エコツアーガイドや観光関係者、教職員等、広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開講し、延べ196名が受講。 ○「屋久島自然体験セミナー」を毎月1回、「ガイドセミナー」を年2回実施。
345	○自主的な環境学習や環境保全活動に対する環境学習アドバイザーの派遣等による支援を行うとともに、民間団体相互のネットワークづくりを推進します。	環境政策課	○各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察会等に環境学習アドバイザーを講師として50回派遣し、5,191人が講座等を受講。 ○こどもエコクラブ交流会、こどもエコクラブサポーター研修会を鹿屋市で開催。